

令和 6 年度

事業概要

〈令和 5 年度実績〉

仙台市児童相談所

目 次

I 概 要

1. 沿革 1
2. 人口・児童人口の状況 2
3. 建物の状況 3
4. 機構及び職員の構成 4

II 児童相談業務

1. 児童相談業務について 5
2. 相談受付件数 6
3. 養護相談のうち虐待相談対応件数 7

III 措置業務

1. 措置業務について 11
2. 児童福祉施設入退所状況 13
3. 里親登録と里親委託状況 14
4. 仙台市社会的養護自立支援事業 16
5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
措置・里親審査部会 16

IV 心理支援業務

1. 心理支援業務について 17
2. 診断・支援業務の推移 18

V 一時保護業務

1. 一時保護の目的 19
2. 一時保護の実施状況 19
3. 一時保護所の運営状況 20
4. 一時保護所の日課編成 22
5. 一時保護所の行事一覧 22

VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について 23
2. 親子こころの相談室相談状況 24

VII 資 料

1. 研修関係 27
 2. 視察・実習生受入状況 27
- 仙台市児童相談所案内図 28

I 概 要

1. 沿革

- 平成 元年4月1日 仙台市が、全国 11 番目の政令指定都市に移行。
仙台市児童相談所を、児童福祉法第 12 条「児童相談所の設置」、同法第 59 条の 4「大都市の特例」に基づき、錦町庁舎内（青葉区錦町 1-3-9）に設置。組織を管理係（庶務、庁舎管理、措置等）・児童相談係（養護・非行・育成等）・発達相談係（障害）の 3 係とする。
児童相談所の開設にあたり、心身障害児に関する相談窓口の一本化を図り、これまでの仙台市心身障害者相談センター（昭和 53 年 4 月設立）の児童部門を発達相談係に移す。
一時保護は、宮城県中央児童相談所に委託する。
- 平成 4 年4月1日 一時保護所を併設した新庁舎を現在地に建設し、移転。
一時保護係を新設し、組織を 4 係とする。
- 平成 5 年4月1日 「管理係」を「総務係」に改称する。
- 平成 12 年4月1日 総務係と一時保護係を統合して「管理保護係」とし、「判定指導係」を新設。
- 平成 13 年4月1日 「管理保護係」を「調整係」と改称し、「保護指導係」を新設。組織を 5 係とする。
児童相談係内に専任の虐待対応チームを設置する。
相談専用電話を開設し、専任職員を配置する。
- 平成 14 年4月1日 発達相談業務（心身障害部門）を仙台市発達相談支援センター（泉区泉中央 2-24-1 に新設）に移管。発達相談係を廃止し 4 係とする。
- 平成 22 年4月1日 第一種公所（部相当）となり、保護支援課、相談指導課を新設、相談指導課に児童施設係を新設し、2 課 5 係とする。「保護指導係」を「一時保護係」に、「判定指導係」を「心理指導係」に改称する。
- 平成 25 年4月1日 親子こころのクリニックの休診に伴い、保護支援課に親子こころの相談室を新設（組織編入）し、2 課 6 係とする。
(親子こころのクリニックは、平成 27 年 3 月 6 日付廃止)
- 平成 30 年4月1日 相談指導課に緊急対応係を新設し、2 課 7 係とする。
- 平成 31 年4月1日 「心理指導係」を「心理支援係」に改称する。
- 令和 3 年4月1日 「親子こころの相談室」を保護支援課から相談指導課に移管する。心理相談担当課長を配置する。
- 令和 5 年4月1日 児童相談係を児童相談第一係及び第二係の 2 係とする。
- 令和 6 年4月1日 相談指導課を分割のうえ心理支援課を新設し 1 係 1 室とする。
緊急対応係を緊急対応第一係及び第二係の 2 係とする。

2. 人口・児童人口の状況

(1) 行政区別人口・児童人口

(単位:人)

	仙台市計		青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総人口	512,536	548,914	140,770	153,500	91,254	96,137	67,375	70,626	112,872	120,892	100,265	107,759
	1,061,450		294,270		187,391		138,001		233,764		208,024	
	100%		27.72%		17.66%		13.00%		22.02%		19.60%	
児童人口 (0～17歳)	77,157	73,435	20,502	19,361	13,765	13,116	10,122	9,711	17,966	17,093	14,802	14,154
	150,592		39,863		26,881		19,833		35,059		28,956	
	14.19%		3.76%		2.53%		1.87%		3.30%		2.73%	

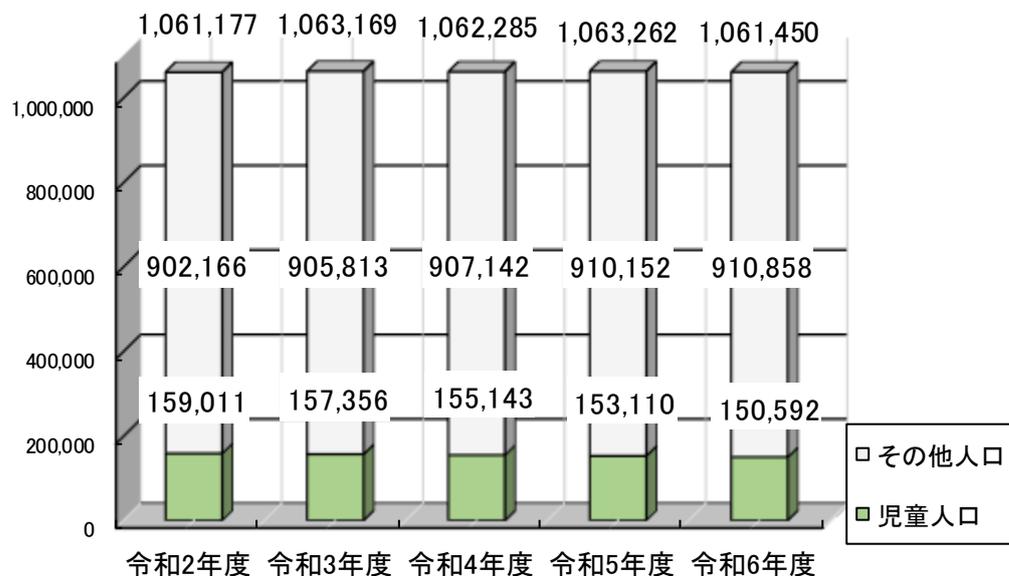
(2) 年齢別児童人口

(単位:人)

年齢 性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
男	3,300	3,481	3,660	3,904	3,976	4,136	4,309	4,403	4,610	4,565	4,574	4,608	4,451	4,598	4,616	4,648	4,714	4,604	77,157
女	3,101	3,362	3,641	3,555	3,722	3,870	4,003	4,130	4,381	4,175	4,385	4,443	4,327	4,457	4,454	4,575	4,441	4,413	73,435
計	6,401	6,843	7,301	7,459	7,698	8,006	8,312	8,533	8,991	8,740	8,959	9,051	8,778	9,055	9,070	9,223	9,155	9,017	150,592

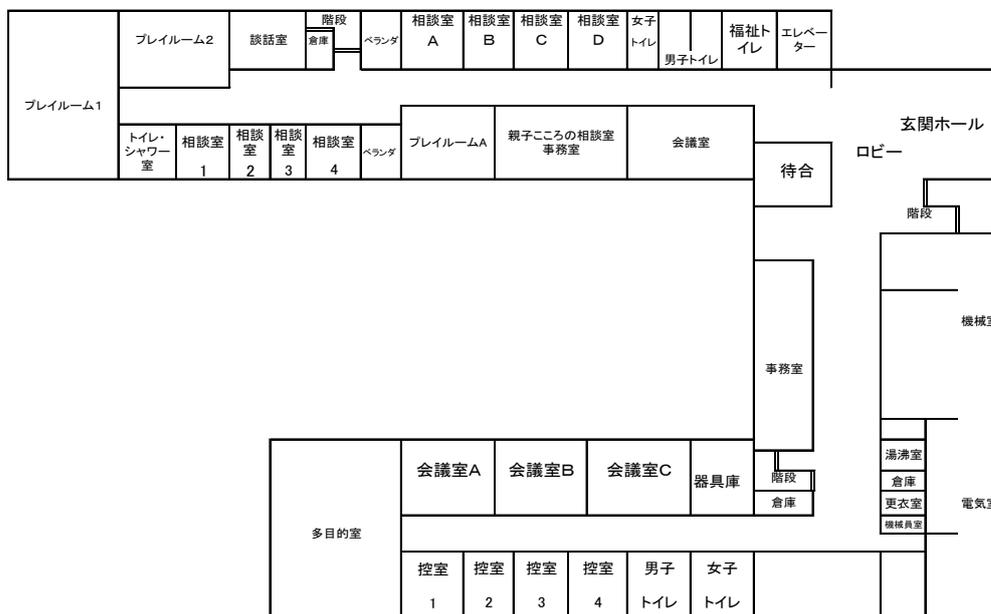
《令和6年4月1日住民基本台帳人口より》

(3) 児童人口の推移

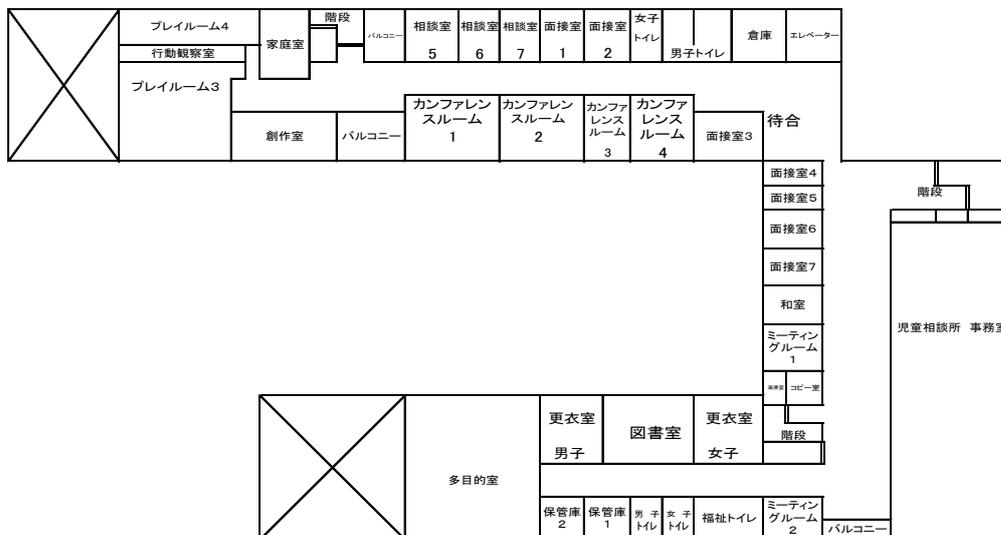


3. 建物の状況

(本館 1 階平面図)



(本館 2 階平面図)

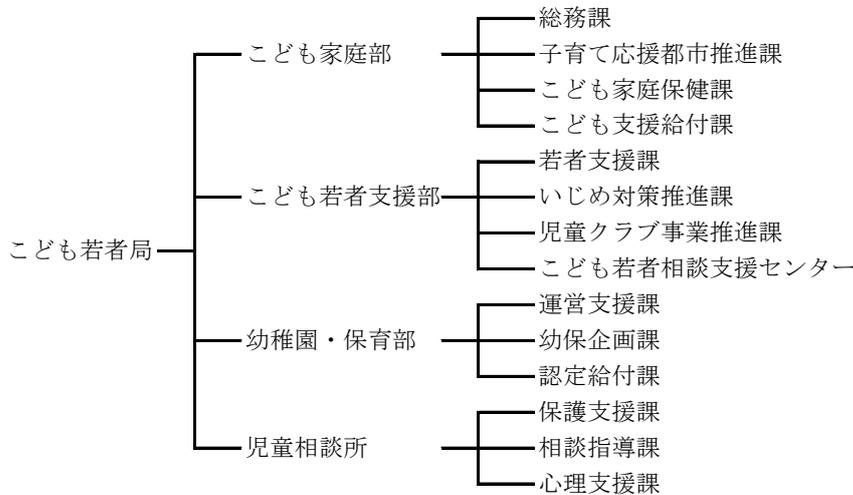


		本館	一時保護棟 南棟	一時保護棟 北棟	計
建築面積		1,891.90 m ²	357.92 m ²	574.86 m ²	2,824.68 m ²
床面積	1 階	1,770.86 m ²	321.85 m ²	480.38 m ²	2,573.09 m ²
	2 階	1,465.65 m ²	301.60 m ²	132.20 m ²	1,899.45 m ²
	計	3,236.51 m ²	623.45 m ²	612.58 m ²	4,472.54 m ²

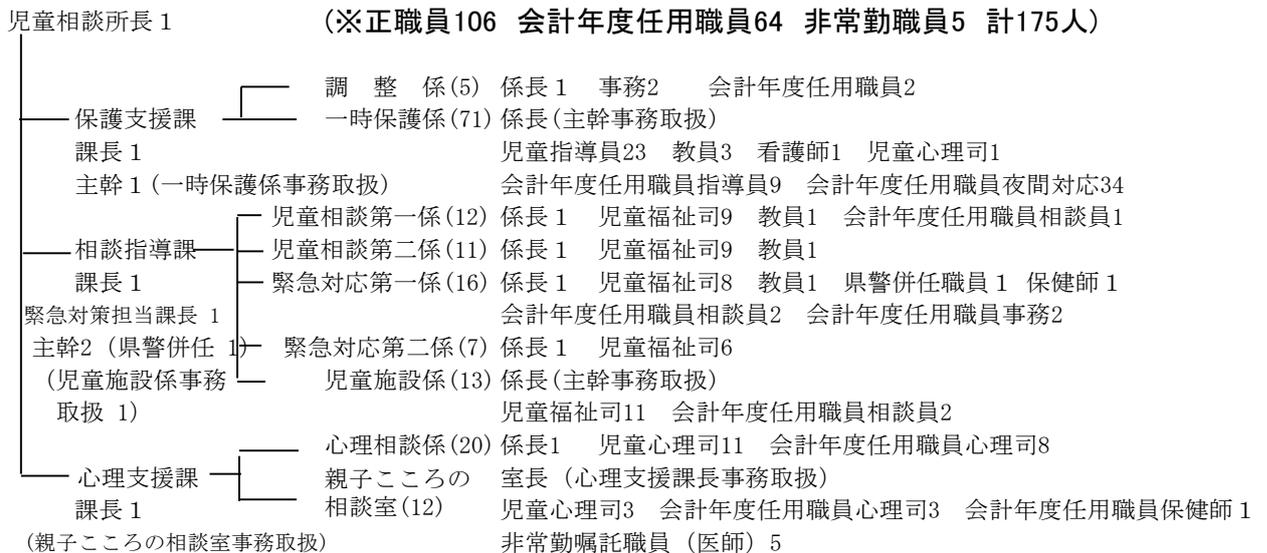
機構及び職員の構成

令和6年4月1日現在

(1) 機構



(2) 職員構成



(3) 事務分掌

保護支援課

- 【調整係】 ●所内予算管理等の事務 ●所内施設等の維持管理
- 【一時保護係】 ●一時保護児童の生活・学習指導、保育、行動観察、健康管理

相談指導課

- 【児童相談第一係】 ●児童に関する各種相談業務 ●児童及び家庭に対する指導・助言
- 【児童相談第二係】 ●要保護児童地域対策協議会
- 【緊急対応第一係】 ●児童虐待通告受理、初期調査・対応及び要保護児童の保護
- 【緊急対応第二係】 ●児童相談に関する受付
- 【児童施設係】 ●児童福祉施設への措置及び措置児童の処遇、相談 ●負担金賦課、徴収 ●里親委託、里親レスパイト及び里親サロン

心理支援課

- 【心理相談係】 ●児童の心理査定及び心理的支援 ●家族に対する心理的支援、助言
- 【親子こころの相談室】 ●児童及び保護者の心理面接、助言 ●精神科嘱託医による医学診断及び助言

Ⅱ 児童相談業務

1. 児童相談業務について

児童相談所で受付ける相談は次のとおりである。

児童相談所は、子どもに関する各種の相談を幅広く受付けることとし、相談の内容によっては、他の適当な機関をあっせんする、主たる対応を関係機関に委ねる等の対応も行いつつ、相互に連携して支援を行っている。

※仙台市では、障害相談は、原則として発達相談支援センター(アーチル)で行っている。

(主な相談の内容)

養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否の行為に関する相談。
	その他相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談		低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のご犯行動、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、または触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成 相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2. 相談受付件数(令和5年度)

(1) 種別・年齢別相談受付件数

種別 年齢	養護		保 健 相 談	障 害 相 談	非行		育成相談				そ の 他 の 相 談	計
	虐 待 相 談	そ の 他			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談		
0歳	74	56	0	0	0	0	0	0	0	0	11	141
1歳	90	20	0	0	0	0	0	0	0	2	3	115
2歳	106	19	0	0	0	0	1	0	1	6	6	139
3歳	125	30	0	0	0	0	7	0	0	4	21	187
4歳	100	14	0	2	0	0	9	2	0	4	8	139
5歳	111	19	0	0	0	0	11	0	0	2	11	154
6歳	99	15	0	0	1	0	12	1	0	0	11	139
7歳	137	13	0	2	0	1	20	3	0	0	9	185
8歳	143	13	0	2	0	1	25	4	0	1	15	204
9歳	109	25	0	0	1	0	26	10	0	1	11	183
10歳	109	16	0	2	0	0	32	9	0	0	17	185
11歳	111	30	0	3	0	3	31	18	0	1	15	212
12歳	110	18	0	1	1	6	43	16	0	0	17	212
13歳	86	22	0	4	2	7	47	21	0	0	17	206
14歳	107	25	0	0	3	6	36	13	0	1	9	200
15歳	80	19	0	0	12	0	19	6	1	1	13	151
16歳	66	25	0	1	5	1	23	5	1	0	13	140
17歳	51	11	0	2	1	0	16	4	0	0	14	99
18歳以上	14	2	0	0	0	0	5	0	0	0	16	37
計	1,828	392	0	19	26	25	363	112	3	23	237	3,028

(2) 電話相談受付件数

	養護 (うち虐待)	保健 相談	障害 相談	非行相談		育成相談				その他	計
				ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
4月	69	1	2	2	1	30	1	0	3	87	196
	45										
5月	74	0	1	5	1	26	7	0	10	82	206
	59										
6月	96	0	2	3	0	26	9	0	11	98	245
	68										
7月	57	1	4	5	1	37	4	0	8	134	251
	34										
8月	62	0	2	1	1	35	6	0	2	71	180
	52										
9月	61	0	2	4	1	38	10	0	2	80	198
	42										
10月	60	3	2	2	0	35	12	0	5	105	224
	52										
11月	52	1	4	2	0	27	4	0	0	74	164
	43										
12月	54	0	1	0	0	20	5	0	0	83	163
	28										
1月	48	0	1	4	1	23	4	0	1	76	158
	29										
2月	49	0	2	1	0	25	9	0	0	76	162
	27										
3月	57	0	2	0	0	22	2	1	3	104	191
	41										
計	739	6	25	29	6	344	73	1	45	1,070	2,338
	520										

※平成29年度より、夜間・休日相談件数を含めている。

※この件数は前頁の受付件数の内数である。

3. 養護相談のうち虐待相談対応件数(年度ごと月別)

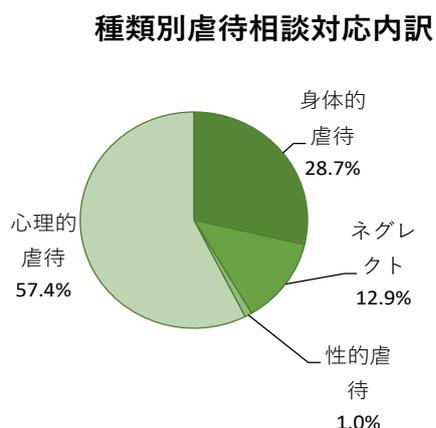
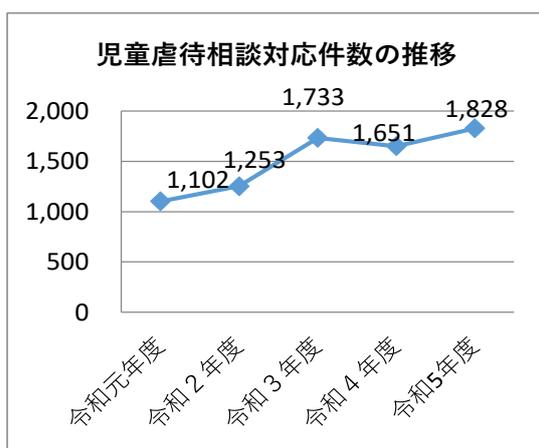
(1) 月別虐待相談対応件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	81	69	172	130	141
5月	88	109	123	168	176
6月	82	140	157	129	178
7月	121	99	175	163	153
8月	84	128	146	131	146
9月	146	107	173	171	185
10月	97	95	141	161	147
11月	80	92	110	139	168
12月	78	85	127	97	117
1月	84	120	144	125	127
2月	75	81	127	101	135
3月	86	128	138	136	155
合計	1,102	1,253	1,733	1,651	1,828

※この件数は前頁の受付件数の内数である。

(2) 種類別虐待相談対応件数

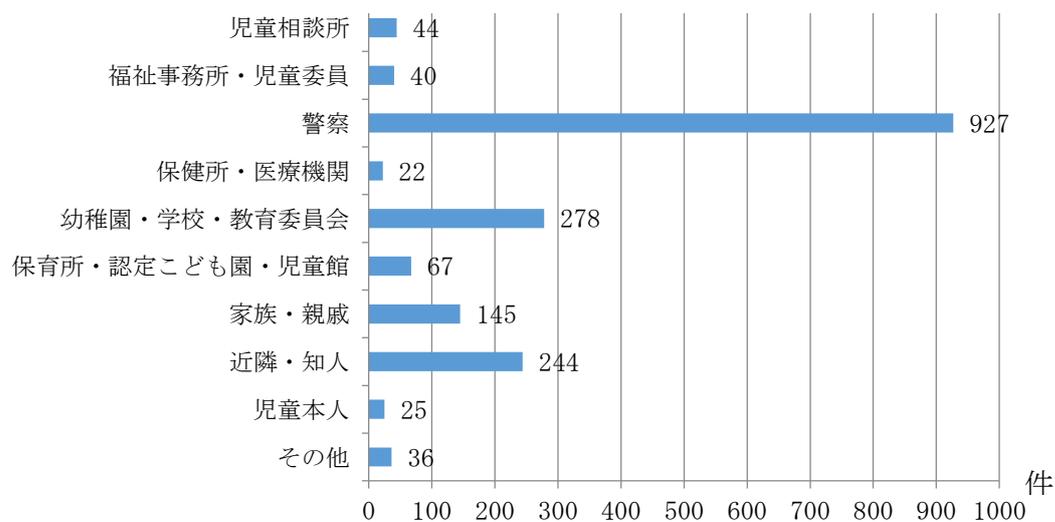
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
令和元年度	303	178	11	610	1,102
令和2年度	364	180	4	705	1,253
令和3年度	521	267	14	931	1,733
令和4年度	500	271	15	865	1,651
令和5年度	524	235	19	1,050	1,828



(3) 経路別虐待相談対応件数

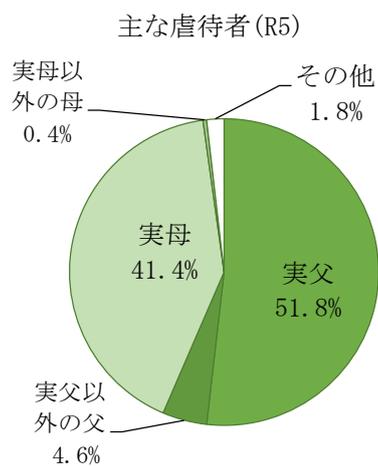
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童相談所	26	24	50	35	44
福祉事務所・児童委員	29	29	69	49	40
警察	508	661	808	795	927
保健所・医療機関	9	14	11	19	22
幼稚園・学校・教育委員会	153	160	244	225	278
保育所・認定こども園・児童館他	54	44	47	56	67
家族・親戚	46	60	130	173	145
近隣・知人	246	218	325	227	244
児童本人	5	8	16	36	25
その他	26	35	33	36	36
合計	1,102	1,253	1,733	1,651	1,828

※「その他」には、家庭裁判所、アパート等の管理会社、その他行政機関等、所在不明児童調査が含まれる。



(4) 主な虐待者別対応件数

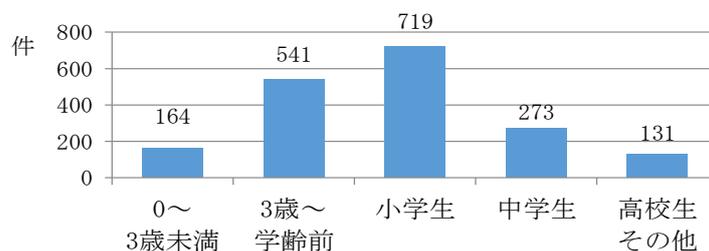
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
令和元年度	572	51	476	3	0	1,102
令和2年度	676	48	514	2	13	1,253
令和3年度	860	83	763	3	24	1,733
令和4年度	777	79	761	9	25	1,651
令和5年度	947	85	756	7	33	1,828



(5) 年齢別虐待相談対応件数

	0～ 3歳未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
令和元年度	225	257	410	133	77	1,102
令和2年度	255	316	439	154	89	1,253
令和3年度	302	338	748	236	109	1,733
令和4年度	217	441	602	262	129	1,651
令和5年度	164	541	719	273	131	1,828

年齢別虐待相談件数



(6) 虐待相談対応状況

	助言指導	継続指導		合計 (件)
		施設入所児童数	施設入所除く	
令和元年度	509	11	582	1,102
令和2年度	509	20	724	1,253
令和3年度	817	24	892	1,733
令和4年度	754	25	872	1,651
令和5年度	879	25	924	1,828

(7) 児童福祉法第28条審判申し立て・承認件数

児童虐待の場合など、施設措置が必要であるにもかかわらず保護者の同意が得られない場合、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所に施設措置の承認を求める審判申し立てを行っている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立件数	1	7	6	9	1
承認件数	2	4	0	10	0
再承認件数	0	2	1	1	0

※承認は年度を超える場合がある。

Ⅲ 措置業務

1. 措置業務について

措置業務とは、児童福祉法第27条第1項第3号及び第33条の6第1項に規定されている児童福祉施設への入退所措置や里親への委託・解除措置を行うことである。児童福祉施設等への措置は、児童相談所が行う一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行う。措置する児童福祉施設等の決定にあたっては、児童、保護者の意向を十分尊重するとともに、その児童にとって最も適合する施設の選定を行う。また、選定された施設との連携を十分に図り、児童が安定した生活を送れるよう配慮する。児童が施設に入所した後も、当該施設等、保護者・児童への援助を必要に応じて行い、児童の家庭復帰や自立促進を図っている。

◎乳児院

(保護者が養育できない、または保護者に養育させることが不適当な乳幼児を入所させ養育する施設)

施設名	所在地	定員	電話
宮城県済生会みやぎ乳児院	981-3341 富谷市成田8丁目4-6	55人	022-351-5140
丘の家乳幼児ホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	30人	022-233-3202

◎児童養護施設

(乳児を除いて、保護者のいない児童等を入所させて養護し、併せて自立を支援する施設)

丘の家子どもホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	71人	022-234-6303
ラ・サール・ホーム	983-0833 宮城野区東仙台6-12-2	62人	022-257-3801
仙台天使園	982-0252 太白区茂庭台4-1-30	55人	022-281-5181
小百合園	983-0837 宮城野区柊江1-2	44人	022-257-3898
旭が丘学園	988-0076 気仙沼市館山2-2-32	64人	0226-22-0135

◎地域小規模児童養護施設

(長期にわたり家庭復帰が望めない児童を対象に、民間住宅等を活用して家庭的な環境で児童の養育を行う施設)

かりんの家	981-0906 青葉区小松島新堤	6人	022-234-6303 (丘の家子どもホーム)
ひまわり	983-0832 宮城野区安養寺	6人	
若枝の家	981-0905 青葉区小松島	6人	
すみれ	983-0832 宮城野区安養寺	6人	
さくら	982-0252 太白区茂庭台	6人	022-281-5181 (仙台天使園)
つばき	982-0252 太白区茂庭台	6人	
みずき	981-3203 泉区高森	6人	
かつら	981-3134 泉区桂	6人	022-257-3898 (小百合園)
セキレイ	983-0833 宮城野区東仙台	6人	
星の家	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷	6人	022-257-3801 (ラ・サール・ホーム)
昂	983-0037 宮城野区平成	6人	
虹	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷	6人	
別家点晴	988-0076 気仙沼市館山	6人	0226-22-0135
別家笑舞	988-0077 気仙沼市館山	6人	(旭が丘学園)

◎児童心理治療施設

(家庭環境、学校での交遊関係などの環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ心理に関する治療を行う施設)

小松島子どもの家	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	31人	022-233-1755
----------	----------------------	-----	--------------

◎児童自立支援施設

(不良行為を成し、または成す恐れのある児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設)

宮城県さわらび学園	982-0215 太白区旗立2-4-1	28人	022-245-0333
-----------	---------------------	-----	--------------

◎児童自立援助ホーム

(義務教育終了後、施設や里親委託の措置を解除される児童に対して、共同生活を通じ生活指導等を行う施設)

せんだんの家	989-3201 青葉区国見ヶ丘	9人	022-719-5948
峠のまきば	989-4418 大崎市田尻	6人	090-3127-8925□
愛子2	989-6251 大崎市古川	5人	090-7325-2800
ドリーム	989-6251 大崎市古川	6人	090-3127-8925
少年の家「ロージーハウス」	981-1235 名取市名取が丘	5人	080-1695-4032
少年の家「ロージメゾン」	981-1235 名取市名取が丘	5人	080-2833-0925
はやぶさ	985-0832 多賀城市大代	6人	080-4812-0489
ラパソン	985-0832 多賀城市伝上山	6人	080-7249-6259
ユーカーリ	---- 仙台市泉区----	6人	022-399-9427



2. 児童福祉施設入退所状況

仙台市措置分 (人)

種別	施設名	定員	令和5年度暫定定員	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年3月31日現員数
				入所	退所	入所	退所	入所	退所	
乳	宮城県済生会みやぎ乳児院	55	36	9	14	7	7	4	4	9
〃	丘の家乳幼児ホーム	30	30	11	10	9	6	7	6	11
児養	丘の家子どもホーム	71	50	1	5	4	2	5	2	20
〃	ラ・サール・ホーム	62	51	4	9	1	5	4	8	5
〃	小百合園	44	33	7	9	5	5	5	3	20
〃	仙台天使園	55	40	4	6	1	2	4	5	13
〃	旭が丘学園	64	54	12	9	1	7	5	5	16
〃	かりんの家	6	6	0	0	0	1	1	0	2
〃	ひまわり	6	6	2	3	1	1	1	1	2
〃	若枝の家	6	6	1	0	1	2	0	0	2
〃	すみれ	6	6	0	0	0	0	1	1	2
〃	星の家	6	6	0	1	1	0	1	1	5
〃	昂	6	6	0	1	0	2	1	1	1
〃	虹	6	6	-	-	-	-	3	0	3
〃	セキレイ	6	6	2	1	0	0	0	0	3
〃	さくら	6	6	0	3	2	1	0	0	2
〃	つばき	6	6	0	1	1	1	0	0	3
〃	みずき	6	6	0	0	0	0	0	0	0
〃	かつら	6	6	0	0	0	0	0	0	2
〃	別家点晴	6	6	1	2	4	0	2	2	2
〃	別家笑舞	6	6	-	-	-	-	3	0	3
心	小松島子どもの家	31	24	6	7	6	4	4	11	10
自支	宮城県さわらび学園	28	21	7	4	4	7	4	4	4
自援	せんだんの家	9	9	2	1	2	3	2	1	6
〃	峠のまきば	6	6	0	0	1	0	2	3	2
〃	愛子2	5	5	1	2	1	2	1	2	1
〃	ドリム	6	6	-	-	-	-	3	1	2
〃	少年の家 ロージャーハウス	5	4	0	0	2	2	0	0	1
〃	少年の家 ロージャーメゾン	5	5	1	1	1	1	0	0	2
〃	はやぶさ	6	6	4	0	2	2	3	2	2
〃	ラパン	6	6	-	-	1	1	1	1	0
〃	ユカリ	6	6	-	-	-	-	3	0	3
①	小計(県内施設計)	578	476	75	89	58	64	70	64	159
自支	武蔵野学院(国立)			0	1	0	0	1	0	1
〃	きぬ川学院(国立)			0	0	0	0	0	0	0
②	小計(県外施設計)			0	1	0	0	1	0	1
施設合計	(①+②)	578	476	75	90	58	64	71	64	160

(注 乳-乳児院、 児養-児童養護施設、 心-児童心理治療施設、 自支-児童自立支援施設、 自援-児童自立援助ホーム)

3. 里親登録と里親委託状況

(1) 里親制度

里親制度は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託する制度である。(児童福祉法第27条第1項第3号)

平成14年10月には里親制度の大幅な制度改正が図られ、新たに親族里親・専門里親が制度化されるとともに、「里親が行う養育に関する最低基準」が定められた。

また、平成17年1月には児童福祉法の一部改正が施行され、里親の定義規定が設けられるとともに、監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化が図られた。

さらに、平成21年4月に児童福祉法の一部改正が施行され、職業指導里親が廃止となり、短期里親は養育里親に含まれるとともに、これまでの養育里親が、養育里親と養子縁組里親に分けられた。

なお、本市では令和5年度より養育里親と養子縁組里親の重複登録を可能とした。

ア 養育里親

養子縁組を前提とせず、保護を要する児童の社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当しないこと、国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる。

イ 養子縁組里親

養子縁組により、児童の養親となることを希望する里親。養育里親の要件に加え、国が指定する「養子縁組里親研修」を修了していることが必要となる。

ウ 親族里親

児童の祖父母、兄弟姉妹といった扶養義務者及びその配偶者である親族がなることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情があるときに限定される。

エ 専門里親

虐待等で深く傷ついている児童や障害のある児童を2年以内の期限を定め養育する里親(延長あり)。3年以上里親として児童を養育した経験がある、または3年以上児童福祉事業に従事したことがある等の要件がある。また、里親登録申請にあたり国が指定する「専門里親研修」を修了していることが必要となる。

(2) 里親措置状況

	登録里親数（世帯）	委託里親数（世帯）	委託児童数（人）
令和元年度	170	60	84
令和2年度	194	58	94
令和3年度	196	58	81
令和4年度	195	53	89
令和5年度	213	59	91

※全市(5区)の合計した数値である。

(3) 里親（ファミリーホーム含む）委託・解除状況 (人)

内訳 年度	新規又は措置変更により 委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数								年度末 委託児童数			
	児童 福祉 施設 から	家 庭 か ら	そ の 他	計	解 除					変 更						
					家 庭 復 帰	養 子 縁 組	満 年 齢	死 亡	就 職	そ の 他	計	児童 福祉 施設 へ		家 庭 へ	そ の 他	計
令和元年度	12	19	4	35	1	5	2	0	3	6	17	1	0	2	3	84
令和2年度	12	17	3	32	3	0	7	0	0	6	16	1	5	0	6	94
令和3年度	8	6	0	14	5	4	4	1	4	3	21	5	0	0	5	81
令和4年度	7	18	0	25	4	3	3	0	1	4	15	2	2	0	4	89
令和5年度	13	14	0	27	6	5	6	0	2	3	22	2	0	0	2	91

※ 里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの措置変更は計上していない。

(4) 里親申込数及び登録数

(世帯)

処理状況 年 度	申込数	新規登録	登録継続	更新登録	年度末 里親登録数
令和元年度	26	26	134	10	170
令和2年度	12	12	166	16	194
令和3年度	26	26	157	13	196
令和4年度	16	16	150	29	195
令和5年度	18	18	160	35	213

※全市(5区)の合計した数値である。

4. 仙台市社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施する制度である。（平成29年度より実施）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年 3月31日 現員数
	実施	終了	実施	終了	実施	終了	
居住に関する支援	2	0	4	5	7	5	6

※なお、令和6年度より仙台市児童自立生活援助事業と統合されている。

5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

○措置・里親審査部会

仙台市社会福祉審議会運営要領第4条第2項に基づき、児童福祉専門分科会に措置・里親審査部会を設置。

令和5年度は6回開催し、児童の措置（保護者の意向が確認できない児童の施設措置・里親委託）及び新規里親登録（養育里親7件、養育・養子縁組里親7件、養子縁組里親2件、親族里親2件）等について審議がなされた。



IV 心理支援業務

1.心理支援業務について

(1) 診断業務

児童心理司が、下記のような項目に留意し、行動観察、面接、各種心理検査等の方法を用いて心理診断を行っている。

◎ 児童の状態の把握

- ・児童自身の特性（発達特徴、性格傾向、心理機制、気質、対人関係など）
- ・児童を取り巻く心理的環境条件（親、同胞、家族、友達、学校、地域など）
- ・児童と心理的環境との関係性・相互作用（どのような特性を持った児童がどのような環境に置かれ、どのような影響を受けてきたのか）

◎ 問題の構造を明らかにする

相談の主訴となった児童や家族の状態、行動がなぜ生じてきたか、その成り立ちを明らかにする。

◎ より良い状態への方法を模索する

児童や家族及び関係者が具体的にどのような行動、対応をとることで、より良い状態となるか、その方策を児童・家族と共に検討する。

(2) 支援業務

援助方針に基づき、必要に応じて、児童心理司が児童及び保護者等に対して心理療法、カウンセリング、心理教育、助言等を行っている。加えて、児童福祉施設に入所または里親委託している児童についても、必要に応じて、心理教育や心理面接等を行っている。

(3) 家族関係維持・再統合支援プログラム

家族がお互いの関係を見直し、安全な家庭環境を保つための支援の一環として、児童福祉司等とチームを組み、心理教育とカウンセリングを中心としたプログラムを行っている。

2. 診断・支援業務の推移

(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
調査・社会診断指導	児童	27	38	13	16	37	
	保護者	0	5	0	1	4	
	その他	623	627	679	812	773	
	計	650	670	692	829	814	
医学的診断指導	児童	75	35	51	48	64	
	保護者	20	24	25	17	39	
	その他	3	3	3	0	0	
	計	98	62	79	65	103	
心理検査	知能検査	児童	95	91	130	126	144
		保護者	0	0	1	0	1
		その他	0	0	0	0	0
		計	95	91	131	126	145
	発達検査	児童	48	23	35	49	52
		保護者	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	48	23	35	49	52
	人格検査	児童	50	41	86	168	176
		保護者	0	0	13	0	2
		その他	0	0	0	0	0
		計	50	41	99	168	178
	その他の検査	児童	26	37	53	82	44
		保護者	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	26	37	53	82	44
面接・観察・指導 (心理診断指導)	児童	2,366	2,439	2,715	2,484	2,697	
	保護者	552	492	415	406	460	
	その他	199	164	55	79	66	
	計	3,117	3,095	3,185	2,969	3,223	
心理療法・ カウンセリング	児童	1,509	1,454	1,508	2,108	1,752	
	保護者	98	222	160	171	196	
	その他	8	15	76	44	26	
	計	1,615	1,691	1,744	2,323	1,974	

V 一時保護業務

1. 一時保護の目的

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

(1) 緊急保護

- ア 適当な保護者または宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼすもしくはそのおそれがある場合

(2) アセスメント

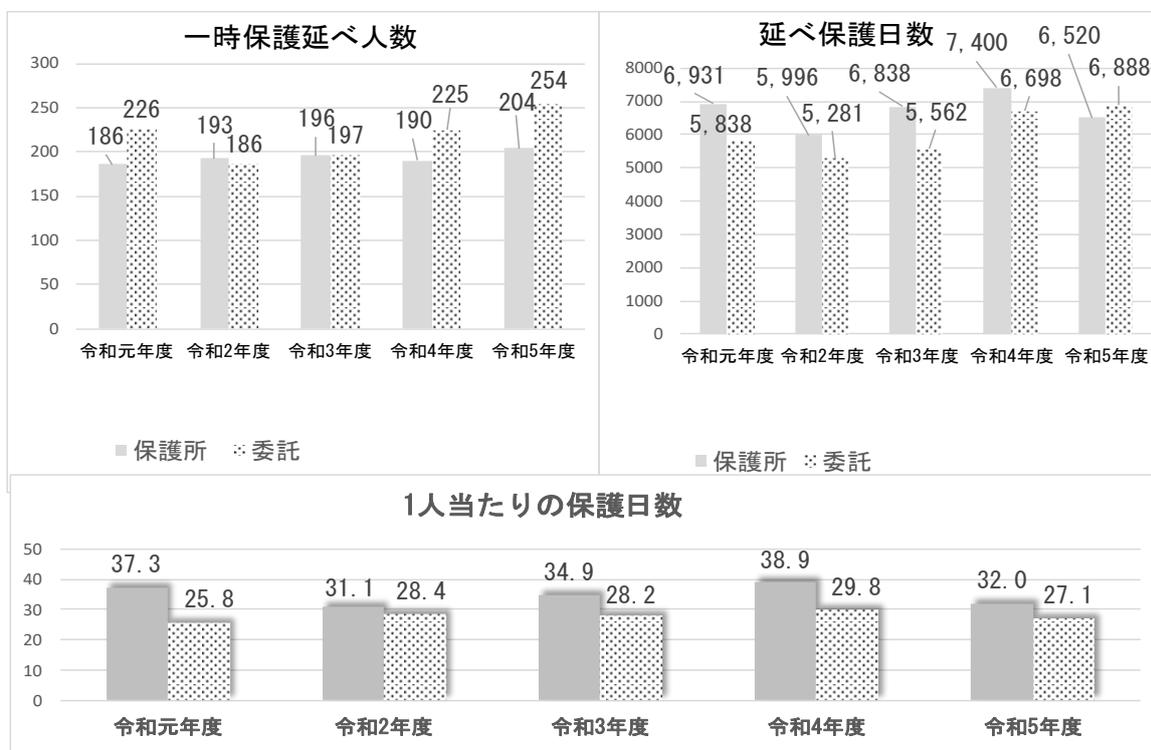
適切な援助方針を定めるために、一時保護による行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、生活指導等が有効であると判断される場合であって、他の方法による援助が困難であると判断された場合

2. 一時保護の実施状況

	一時保護所での保護			施設・里親等への委託		
	保護 延べ人数	延べ 保護日数	一人当たり 保護日数	保護 延べ人数	延べ 保護日数	一人当たり 保護日数
令和5年度	204	6,520	32.0	254	6,888	27.1
令和4年度	190	7,400	38.9	225	6,698	29.8
令和3年度	196	6,838	34.9	197	5,562	28.2
令和2年度	193	5,996	31.1	186	5,281	28.4
令和元年度	186	6,931	37.3	226	5,838	25.8



※従来は一時保護所のみの数値を掲載していたが、外部施設等への委託の増加を受け、併記する。

3. 一時保護所の運営状況（以下は保護所分のみ集計）

(1)月別一時保護状況

(人)

繰越分	養護・虐待	養護・その他	触法	ぐ犯	不登校	性格行動	保健	その他	入所児童数	退所児童数	月末在籍児童数
	繰越分	19	2				2			23	
4月	11	2		1		2			16	18	21
5月	20	4							24	20	25
6月	15	2							17	19	23
7月	3	14	2						19	25	17
8月	9	3	1			2			15	14	18
9月	3	7							10	12	16
10月	6	7							13	11	18
11月	6	3		1					10	14	14
12月	13	4		1		1			19	19	14
1月	13	3							16	11	19
2月	22	4		1				1	28	25	22
3月	10	6							16	16	22
計	150	61	3	4	-	7	-	1	226	204	

(2)学年・男女別一時保護状況

(人)

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	%
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
男	16	9	6	8	2	15	9	10	21	8	7	111	49.1
女	17	0	3	5	10	8	10	11	17	8	26	115	50.9
男女	33	9	9	13	12	23	19	21	38	16	33	226	100
計	33	31			54			75			33	226	
%	14.6	13.7			23.9			33.2			14.6	100	

(3)学年・男女別相談種別一時保護状況

(人)

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
養護虐待	男	13	8	6	8	2	5	6	4	9	3	3	67
	女	15		3	5	5	7	9	8	13	6	12	83
養護その他	男	3	1				8	2	3	9	5	1	32
	女	2				5	1		3	3	1	14	29
触法	男							1		1			2
	女									1			1
ぐ犯	男								1			2	3
	女										1		1
不登校	男												-
	女												-
性格行動	男					2		2	2				6
	女						1						1
保健	男												-
	女												-
その他	男											1	1
	女												-
合計	33	9	9	13	12	23	19	21	38	16	33	226	

※(2)、(3)は令和5年度に入所した児童の内訳

(4)一時保護期間

(人)

相談種別 期 間	養 護 虐 待	養 護 その他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 格 行 動	保 健	障 害	その他	計
1～14日	50	27		2		2			1	82
15～28日	34	9	1			1				45
29～45日	20	7	1			1				29
46～60日	12	7				1				20
61日～	18	6	1	1		2				28
計	134	56	3	3	-	7	-	-	1	204

(5)一時保護日数

(人, 日)

相談種別	養 護 虐 待	養 護 その他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 格 行 動	保 健	障 害	その他	計
保護延べ人数(a)	134	56	3	3		7			1	204
延べ保護日数(b)	4,292	1,602	174	160		290			2	6,520
1人当たり 保護日数(b/a)	32.0	28.6	58.0	53.3	-	41.4	-	-	2.0	32.0

(6)措置状況

(人)

相談種別	養 護 虐 待	養 護 その他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 格 行 動	保 健	障 害	その他	計
施設入所	13	3		1		1				18
他の児童相談所・ 機関に移送	3		2							5
家庭復帰	72	36	1	1		3			1	114
里親	20	4				1				25
そ の 他	26	13		1		2				42
計	134	56	3	3	-	7	-	-	1	204

※(4)～(6)は、令和5年度中に退所した児童の内訳

4. 一時保護所の日課編成

		7:00	7:30	8:00	8:30	9:00 ～ 9:45	10:05 ～ 10:50	11:00 ～ 11:45	12:00	13:00	14:00	15:00	15:30	17:30	18:00	19:30	21:00
平日	起床・清掃	自由時間	朝	後片付け・自由時間	学習1	学習2	自由時間 昼会	自由時間 昼食・自由時間	運動・学習・集団活動1 (曜日・男女別) 集団活動2・制作	お	や	つ	自由時間・運動・入浴	夕	自由時間・入浴	テレビ視聴	就床・入眠
土曜日					ビデオ上映会	自由時間 昼会	自由時間 昼会										
日曜日					自由時間 運動	掃除・昼会	自由時間 運動										
幼児					起床・身支度	自由時間	幼児プログラム1										

5. 一時保護所の行事一覧

月	所外行事	所内行事	特別授業
4月			
5月		運動会	
6月			
7月		七夕会	
8月	科学館学習①	夏祭り	
9月		スポーツ大会	
10月			
11月			
12月		お楽しみ会	保体
1月	科学館学習②		美術
2月		節分	理科
3月		ひな祭り	

※ 毎月1回ALT授業を実施。

※ 令和4年度より外部アドボケイトの導入を開始。現在月2回実施している。

VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について

こころの問題を抱える子どもと家族の精神医学的診療を行うことにより、子育て不安の解消や児童虐待再発防止、被虐待児の適切なケアを行うことを主たる目的として、平成14年4月1日「仙台市親子こころのクリニック」を設置。

同クリニック休診に伴い、平成25年4月1日「仙台市親子こころの相談室」を設置、児童相談所保護支援課の係相当とした。令和3年4月1日心理相談部門の統合により相談指導課の係相当となる。

令和6年4月1日組織改正により新設した心理支援課の係相当となる。

児童心理司、保健師等が18歳未満の児童及びその保護者からの相談を受け、継続的な心理面接等を行っている。

また、必要に応じ、嘱託医による診察等を行っている。

相談内容としては、「*性格行動上の問題」が最も多く、次に「不登校」、「子育て不安」に関するものが多い。

*「性格行動上の問題」の例：対人関係のトラブル、反抗、緘黙(かんもく)など



親子こころの相談室

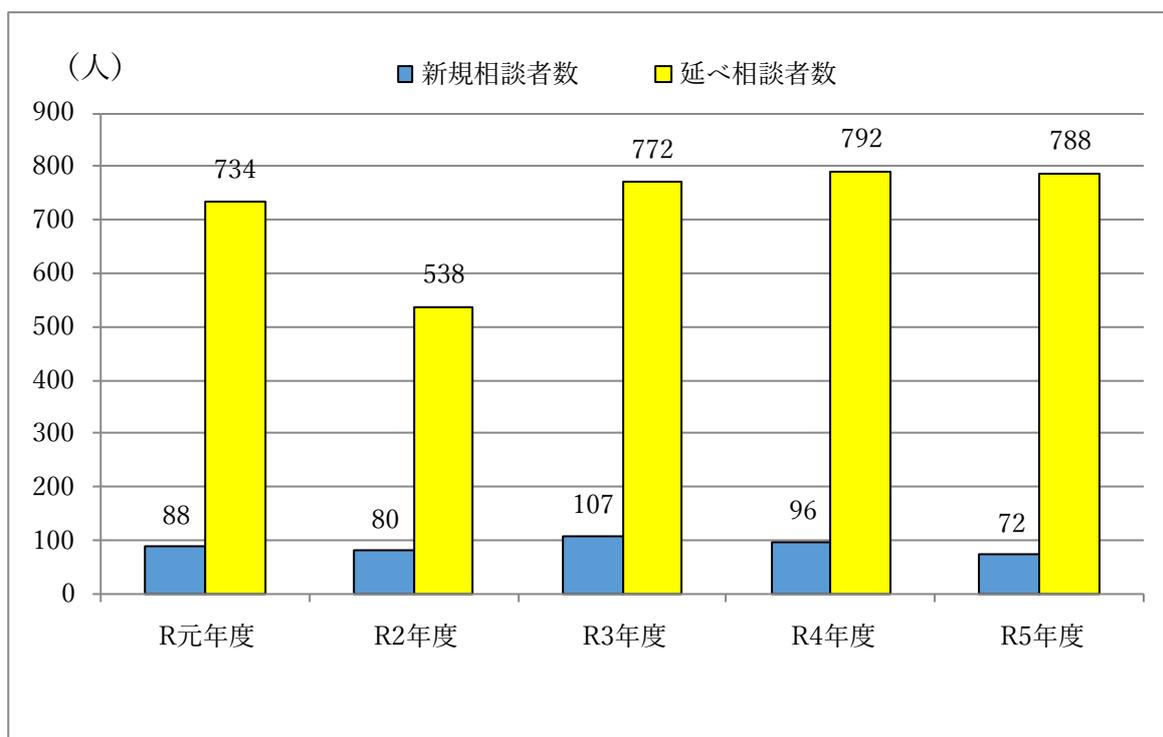
2. 親子こころの相談室相談状況

(1) 相談内訳

(人)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
新規相談者数（実人数）		88	80	107	96	72	
対象者の年齢内訳	0～1歳	0	0	1	1	0	
	2～6歳	27	21	22	14	11	
	7～12歳	35	37	61	55	38	
	13～15歳	25	18	16	19	17	
	16～18歳	1	4	7	7	6	
	19歳以上	0	0	0	0	0	
経路内訳	仙台市児童相談所（所内）		2	5	17	13	4
	各区保健福祉センター		18	11	16	13	7
	仙台市こども若者相談支援センター		2	1	2	7	1
	仙台市北部・南部発達相談支援センター		5	5	6	4	5
	仙台市精神保健福祉総合センター		2	0	0	1	0
	仙台市教育支援センター		0	0	0	0	0
	県子ども総合センター（県子どもメンタルクリニック含む）		3	2	1	0	2
	医療機関（県子どもメンタルクリニック除く）		7	8	8	3	12
	学校関係（スクールカウンセラー・養護教諭等含む）		20	17	16	17	11
	幼稚園・保育園		3	2	2	0	0
	パンフレット・HP等		20	19	21	21	9
	友人・知り合い（家族が来室中の場合も含む）		5	4	10	11	14
その他		1	6	8	6	7	
相談内容	子どもの精神的問題	①不登校（保育園・学校に行けない等）	7	17	31	25	28
		②性格行動上の問題（問題行動等）	73	50	54	53	34
		③気分障害（気分が沈みがち、元気がでない、不眠等）	0	0	1	0	0
		④過食・拒食・チック・抜毛等	0	1	2	2	0
		⑤心因性身体症状（からだの不調）	0	0	4	2	1
	親の精神的問題	⑥子育て不安、子育ての悩み	8	12	12	13	7
		⑦気分障害（気分が沈みがち、元気がでない、不眠等）	0	0	0	0	0
		⑧その他	0	0	3	1	2
延べ来所相談者数		734	538	772	792	788	
子ども・保護者		667	423	700	607	608	
保護者のみ		67	115	72	185	180	
電話相談・問い合わせ		261	255	269	245	238	

(2) 相談件数



(3) 嘱託医診察・医学的助言件数(相談室を含む児童相談所合計)

		相談種別別内訳					(件)
		合計	養護 (虐待)	養護 (その他)	非行	性格行動	
診察	R元年度	101	64	19	2	15	1
	R2年度	104	52	13	0	37	2
	R3年度	104	59	18	3	16	8
	R4年度	91	62	16	0	13	0
	R5年度	107	71	21	3	12	0
医学的助言	R元年度	129	69	21	2	36	1
	R2年度	115	64	18	0	31	2
	R3年度	131	70	27	2	20	12
	R4年度	113	73	24	0	15	1
	R5年度	111	66	23	2	18	2

(4) 診断・支援業務の状況

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
調査・社会診断指導	児童	0	0	1	0	
	保護者	3	2	0	1	
	その他	218	206	202	151	
	計	221	208	203	152	
医学的診断指導	児童	13	11	5	4	
	保護者	19	10	4	5	
	その他	0	0	0	0	
	計	32	21	9	9	
心理検査	知能検査	児童	1	11	3	6
		保護者	0	0	1	1
		その他	0	0	0	0
		計	1	11	4	7
	発達検査	児童	3	10	1	0
		保護者	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	3	10	1	0
	人格検査	児童	3	14	14	10
		保護者	0	0	0	3
		その他	0	0	0	0
		計	3	14	14	13
	その他の検査	児童	0	4	3	3
		保護者	0	0	0	10
		その他	0	0	0	0
		計	0	4	3	13
面接・観察・指導 (心理診断指導)	児童	118	158	94	80	
	保護者	119	141	111	118	
	その他	0	0	0	0	
	計	237	299	205	198	
心理療法・ カウンセリング	児童	333	526	488	478	
	保護者	515	678	734	654	
	その他	0	1	1	0	
	計	848	1,205	1,223	1,132	

VII 資料

1. 研修関係

(1) 児童相談所職員外部研修

期 日	内 容	主 催
R5. 6. 23	自殺対策ゲートキーパー養成研修	仙台市精神保健福祉総合センター
R5. 8. 31	児童心理司指導者研修<ライブ配信コース>	子どもの虹情報研修センター
R5. 9. 26	不適切な養育を受けた子どものこころの理解とその対応 PART II	みやぎ里親支援センターけやき
R5. 10. 24～25	東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会	秋田県子ども・女性・障害者相談センター
R5. 11. 2	こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」	西日本こども研修センターあかし
R5. 12. 6	思春期問題研修講座	仙台市精神保健福祉総合センター
R5. 12. 6～7	児童心理司指導者研修<参集コース>	子どもの虹情報研修センター
R5. 12. 15	発達障害者支援セミナーinみやぎ	宮城県社会福祉協議会県中央地域福祉サービスセンター
R6. 1. 10～12	児童心理司新任職員研修	国立武蔵野学院
R6. 1. 22	精神保健福祉基礎講座（初任者研修・後期）	ウェルポートせんだい
R6. 1. 24	性暴力・配偶者暴力等被害者支援のための研修会	NPO法人ハーティ仙台
R6. 2. 5	児童心理司育成及び専門性向上のための研修会（トラウマインフォームドケア）	宮城県中央児童相談所
R6. 2. 8～9	PTSD対策専門研修 C. 犯罪・性犯罪被害者コース	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
R6. 2. 26～27	児童心理司育成及び専門性向上のための研修会	宮城県中央児童相談所

(2) 児童相談所職員内部研修

研 修 内 容	活動回数	参 加 者
児童心理司グループスーパービジョン	年12回	心理支援係、親子こころの相談室職員
児童心理司研修	年10回	心理支援係、親子こころの相談室職員
児童相談所新任職員研修	年1回	新任者、赴任職員
面接スキル研修	年3回	新任者、赴任職員
ソリューションフォーカストアプローチ	年3回	児童相談所職員
被害確認面接研修	年1回	児童相談所職員
アドボケート研修	年1回	児童相談所職員

2. 視察・実習生受入状況

(1) 視察・見学受入状況

期 日	受入団体等
R5. 7. 10	公立保育所長見学

(2) 実習生受入状況

期 間	実習生在籍校	実習内容
R5. 9. 26～10. 4	東北大学大学院、東北福祉大学大学院、尚絅学院大学大学院	臨床心理実習（※10/3は保護所実習）

※令和5年度は、大規模改修工事により視察等の受け入れが困難な状況にありました。

仙台市児童相談所

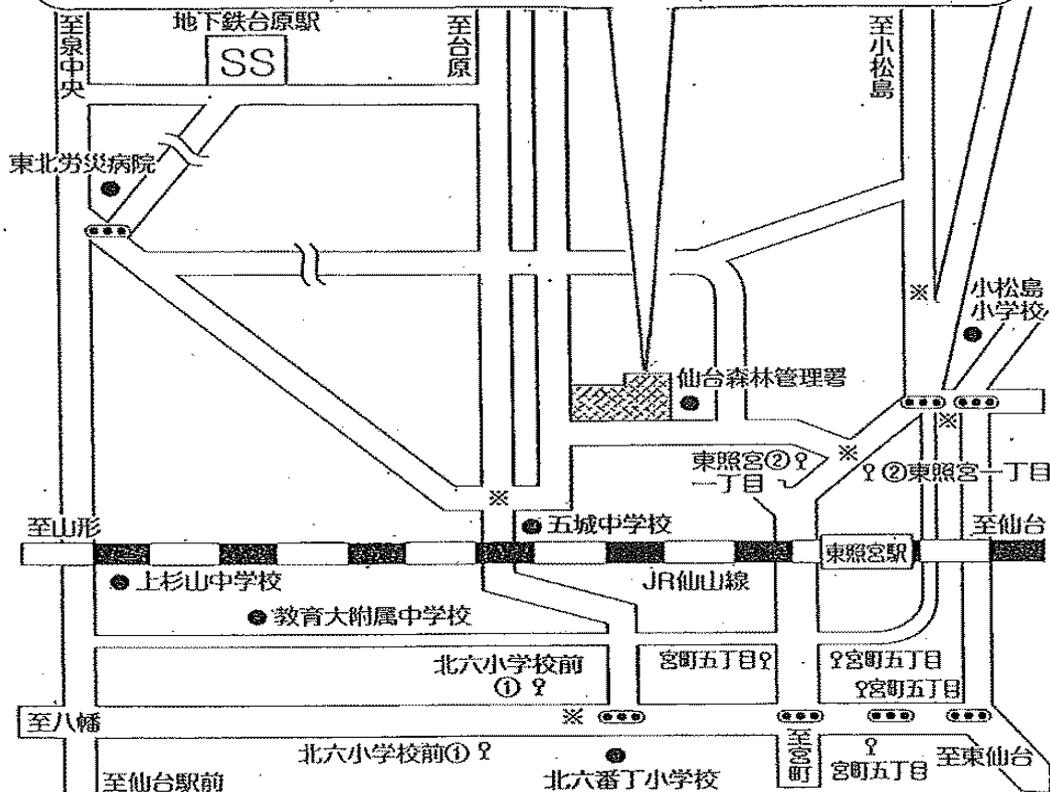
[住所] 〒981-0908 仙台市青葉区東照宮一丁目18番1号

☎(代表)022-219-5111 FAX 022-219-5118

相談専用電話「022-718-2580」

いちはやく

または 児童相談所全国共通ダイヤル「189」



交通機関

市営バス	【高松安養寺線】	北六小学校前下車①	徒歩	11分
		東照宮一丁目下車②	徒歩	9分
J R	【仙山線】	東照宮駅下車	徒歩	14分
地下鉄	【南北線】	台原駅下車	徒歩	15分

◎駐車場有り

※印は案内板設置場所

令和6年度 事業概要〈令和5年度実績〉

令和6年8月発行

編集発行 仙台市こども若者局児童相談所

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮1丁目18番1号

TEL 022-219-5111 FAX 022-219-5118